

滋賀県湖東地域における入会林野利用の展開

岩本 純一 (愛媛大)

はじめに

滋賀県の湖東地域には近世以前より複数の村落にて入会林野を利用していた事例が数多くみられる。入会林野を利用する村落の中には、村落内にほとんど林野をもたない村落もある。こうした複数の村落にて入会林野を利用していた事例をみると、複数村落のまとまりが発生する要因として、村落が一つの谷筋ごとに連合を形成するという地形的要因によるものが多く、より具体的には稲作の水利関係を共にする事例が多い。本発表では、そのような事例の一つとして、滋賀県日野町に存在するかつて「日野山」と呼ばれていた入会林野をとり挙げ、林野利用の歴史的展開をみた上で、その特徴について明らかにしたい。

研究の方法

本発表の研究では、1679（延宝7）年の検地帳に「日野山」と記載された入会林野を研究対象とした。その検地帳で日野山は「柴草山十九ヵ村立会」とされている。「立会（たちあい）」とは、この地域において複数村落で利用する入会林野の利用形態を指している。明治期以降、この入会林野を利用するために編成された組織は、さまざまな形態を経た後、1964（昭和39）年に「綿向生産森林組合」となり、現在に至っている。綿向生産森林組合は1,172haの森林（うち536haは人工造林地）を所有し、1,567名の組合員で構成される生産森林組合である。本研究では、主として、綿向生産森林組合所蔵の歴史的資料をもとに入会林野利用の分析を行った。

研究の結果

本研究によって日野山における林野利用の歴史的展開を検討した結果、入会林野の利用形態として、次のような特徴をもつことが分かった。

1. 当該地域は中世より惣村の組織が発達し、近世においては大藩に支配されることがなかったため、日野山の利用においては村落連合による自治的な管理の下での利用という性格が強く現れていた。
2. 村落連合は水稻耕作の水利に関する利害を共有するとともに、水源のある綿向山（標高1,110m）をめぐる信仰も村落連合の統合に大きな影響を与えていた。このことが入会林野を過度に利用することを抑止するはたらきを持っていたと思われる。
3. 日野山を利用する権利には村落間の格差があり、また、村落内でも階層により格差があったものと思われるが、本研究では史料の制約もあり、その実態ならびに要因については解明ができなかった。この点については今後の研究課題としたい。

(連絡先：岩本 純一 junichi@agr.ehime-u.ac.jp)